

札内スポーツセンター・農業者トレーニングセンター

における団体使用許可申請要領及び注意点

○提出方法

- ① 使用申請書と団体利用名簿を、各受付窓口まで提出ください。
(受付窓口：札内スポーツセンター、農業者トレーニングセンター)
- ② 団体構成名簿については、各団体任意の様式でも構いませんが、住所・氏名・電話番号・勤務先（町外者の場合）が正確に記入されているものとします。
- ③ 申請書は PC を利用し作成する場合、**弊社ホームページより様式をダウンロードできますので、ご活用ください。**

<http://satsunaisc.east-hokkaido.co.jp/index.html>

○注意事項

- ① 土・日曜日の使用は、各種大会等が入る場合に使用中止となることがあります。
- ② 使用日は、週2回までとします。
- ③ 使用時間は9：00 から 21：00 までで、1時間刻みでの使用とします。
(15：00～17：00 というようにし、15：30～18：00 のように始まり及び終わりの時間が分刻みにしないようご協力願います。)
- ④ 使用時間は2時間以内としますが、午前使用に限り、最大3時間（9:00～12:00）の使用ができます。

【その他】

- ① 「団体」とは常に5名以上で施設を利用するグループであること。また、構成員の8割以上が町民で作られたグループをいいます。（事業所等が町内の場合は、この限りではありません。）
- ② 申請希望日時が重複した場合は、NPO 法人幕別札内スポーツクラブが調整します。
- ③ 申請方法等が不明の場合は、下記までご連絡ください。

問い合わせ先：幕別町札内スポーツセンター

TEL：0155-56-4083 FAX：0155-56-4083